

南魚沼市監査委員告示第2号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成24年2月27日

南魚沼市監査委員 廣 井 正 一

南魚沼市監査委員 腰 越 晃

南魚監第104号
平成24年 2月23日

南魚沼市長 井口一郎様
南魚沼市議会議長 阿部久夫様

南魚沼市監査委員 廣井正一
南魚沼市監査委員 腰越晃

平成23年度定期及び行政監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告する。

記

1 監査の対象箇所

福祉保健部子育て支援課所管の以下の各保育園

- (1) 余川保育園
- (2) 上原保育園
- (3) あおば保育園
- (4) 八幡保育園
- (5) 五日町保育園
- (6) 四十日保育園
- (7) 宮保育園
- (8) 西五十沢保育園

2 監査の対象事項

- (1) 平成23年度予算執行状況（配当予算）について
- (2) 保育園の管理運営状況（施設保守、安全対策等）について
- (3) 修繕工事等の実施状況について
- (4) 職員の時間外勤務及び臨時職員雇用状況について

3 監査の基本方針

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正に行われているかを基本とし、経済性、効率性及び安全管理の観点にも留意して、監査を実施した。

4 監査の実施期間

平成24年2月7日から平成24年2月14日まで

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、担当課から提出された資料及び各保育園で提示のあった関係書類等を試査により調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

6 監査結果

- (1) 財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されているものと認められた。
- (2) 保育園の運営及び施設等は、概ね適切に管理されているものと認められた。
- (3) 監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望した。